

告 示

埼玉県告示第千百号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出があった。

平成二十七年九月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

氏 名	所 在 地	辞 退 年 月 日
西川口歯科クリニック	川口市西川口一―六一―一 田ビル五F	小野平成二十七年九月三十日
大森耳鼻咽喉科医院	和光市新倉一―二―六七 市駅前ビル三F	和光平成二十七年十月一日